

運送事業者緊急支援金に関する Q&A

Q1：どのような事業なのですか？

A1：コロナ禍において原油価格高騰に直面する貨物自動車運送事業者の事業継続を支援するため、市内に本社及び営業所があり、市内で貨物自動車運送事業を営む事業者の事業用貨物車両（緑・黒ナンバー）の使用台数に応じて、支援金を給付するものです。

Q2：中小企業者の定義を教えてください。

A2：以下の表中に当てはまる会社と、個人事業主並びに協業組合が補助対象となります。

業種分類	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数 ※会社全体の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

Q3：個人事業主で、住民票上の住所は尾道市外ですが、営業所は市内にある場合は対象になりますか？

A3：対象になりません。住所及び営業所が尾道市内にあることが要件です。

Q4：なぜ緑ナンバープレートと黒ナンバープレートのみが対象なのですか？

A4：本支援金は、緑ナンバープレート、もしくは黒ナンバープレートの装着が義務付けられている貨物自動車運送事業の車両を対象としております。

Q5：本社は尾道市あり、尾道市外に支社があります。支社で使用している車両は対象になりますか？

A5：市外の営業所で使用する車両は対象になりません。

Q6：緑ナンバーと黒ナンバーの車両をそれぞれ使用していますが、両方とも対象となりますか？

A6：それぞれ対象車両の要件に当てはまれば、両方とも対象となります。

Q7：いつまでに創業すると、この支援金の対象となりますか？

A7：令和4年4月1日までに事業に必要な許可等を全て有したうえで、事業を実施している事業者であれば対象となります。

Q8：市内に複数の営業所がある場合、それぞれ申請しないといけませんか？

A8：本社がまとめて申請してください。

Q9：市内の営業所で使用している事業用車両であれば対象になりますか？

A9：法人の場合、本社（本店）が市内にあり、本社（本店）又は市内にある営業所が使用していること、個人事業主の場合、事業主の住所が市内にあり、市内の営業所等が使用していることが条件になります。また、自動車検査証の「使用者の住所」及び「使用の本拠の位置」に記載されている住所が尾道市内であることが必要です。

Q10：運輸局からの貨物自動車運送事業の許可書（認可書）を紛失してしまいました。どうすればよいですか？

A10：広島運輸支局で、証明願を提出すると受けられる証明の発行にて、代用可能です。貨物軽自動車運送事業経営届出書も同様です。

証明の取得方法については、中国運輸局広島運輸支局へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒733-0036 広島市西区観音新町 4-13-13-2

中国運輸局広島運輸支局 輸送担当

TEL：082-233-9167 FAX：082-295-3508

※証明願 2 部と返信用封筒（切手を貼ってください。）を中国運輸局広島運輸支局に郵送で送ると、3～4 日後に証明書が送付されます。

Q11：申請後、どのくらいの期間で支援金が振り込まれますか？

A11：概ね 4 週間程度です。書類等に不備があった場合、それ以上になることがあります。

Q12：募集期間はいつからいつまでですか？

A12：申請期間は令和 4 年 8 月 1 2 日（金）から令和 4 年 9 月 3 0 日（金）までとなります。

Q13：交付申請を複数回行うことはできますか？

A13：1 事業者につき 1 回限りの申請となるため、複数回申請することはできません。

Q14：申請書はどこで入手できますか？

A14：尾道市の HP よりダウンロードすることができる他、尾道市役所本庁舎及び各支所、市内の商工会議所・商工会の窓口でもお渡しすることができます。

Q15：申請書等の書類提出は郵送でないといけませんか？

A15：新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則として郵送での申請とさせて頂いております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。